

〔参考資料〕働きがいのある学校づくりの推進



教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に向けて取り組み、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりを推進することが重要です。

「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」の制定（令和2年4月1日施行）

時間外在校等時間が(原則)月45時間・年360時間の範囲内となるよう、業務の量の適切な管理に努める

「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針(働きがいのある学校づくりに関する方針)」の策定（令和2年4月1日）

働きがいのある学校づくりに関する取組内容

- ① 業務量の適切な管理
 - ア 在校等時間の適正な管理等
 - ・『従事時間申告表』(市町立『記録簿』)による在校等時間の記録の徹底
 - イ 教職員の意識改革
 - ・『定時退勤日』『ノー会議デー』『ノー部活デー』の完全実施
 - ・教職員自身のタイムマネジメントの確立
 - ウ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減
 - ・先進事例(GPH50)の積極的な活用
 - ・統合型校務支援システムやデジタル採点システム等、ICTの活用
 - エ 外部人材の積極的な活用の推進
 - ・県立学校業務支援員(市町立:スクール・サポート・スタッフ)や部活動指導員等の地域の外部人材の活用
- ② 健康及び福祉の確保
 - ア ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・年次休暇等、各種休暇の取得促進
 - ・男性の家事・育児への参画
 - イ 風通しのよい学校づくりの推進
 - ・ハラスメントや悩み事に関する相談窓口の活用周知
 - ウ 健康管理の徹底
 - ・健康診断、ストレスチェックの受診徹底
- ③ 意識醸成を図るための取組
 - 本方針が実効性のあるものとなるよう、職場研修等を通じて周知・徹底

※各市町においても同様に策定

〔参考資料〕第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン

〔令和3年3月策定〕



- 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 重点テーマ 一人一人が働きがいを実感できる職場づくり

重点目標と取組の方向性

重点目標1 男女共同参画に向けた意識改革

- ① 男女共同参画社会を考える機会の促進
- ② 固定的な性別役割分担意識解消への働きかけ
- ③ 家庭や地域へ参画しやすい職場風土の醸成
- ④ 管理職に求められる認識の醸成

重点目標2 議論・検討するあらゆる場面への女性の参画を促進

- ① 女性の能力発揮の促進と機会拡大
- ② 女性が参画できる仕組みづくり

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスを支援する制度の充実

- ① 自分時間を創出する意識の醸成
- ② 家族とふれあう機会の充実
- ③ 職場復帰の支援
- ④ 子育て家庭を支える地域社会づくり

重点目標4 授業等の工夫・業務の効率化の推進

- ① 勤務時間の適正化
- ② 業務量の縮減・効率化
- ③ ICTの積極的な活用
- ④ 部活動の適正化
- ⑤ 管理職の業務の円滑化
- ⑥ 職場風土の醸成
- ⑦ 各種休暇制度の活用促進
- ⑧ 各種ハラスメントの防止
- ⑨ 外部人材の配置と活用